



厚生労働省福島労働局
相馬労働基準監督署発表
平成27年7月15日

担
当

相馬労働基準監督署
監督・安衛課長 池田英徳
電話 0244-36-4175

建設業の労働災害防止に向け緊急要請

－建設業の労働災害が激増－

相馬労働基準監督署（署長 川又健一）は、建設業の労働災害が大幅に増加していることから、7月17日から9月30日までの間、建設業に係る緊急労働災害防止対策を実施する。

その一環として、以下の管内の労働災害防止団体に対し、相馬労働基準監督署長から労働災害防止対策の徹底について緊急要請を行うほか、主要災害防止団体、各発注機関に対しても同じく緊急要請を行う。

日 時 平成27年7月17日（金） 午後2時

場 所 福島県建設業協会相馬支部

（南相馬市原町区錦町一丁目25 アームス1階会議室）

出席者 建設業労働災害防止協会福島県支部相馬分会 分会長

福島県建設業協会相馬支部 支部長

草野 清貴 氏

相馬労働基準監督署は、各事業者、関係団体及び発注機関と協力し本対策を推進することにより、建設業の労働災害防止に万全を期すこととしている。

1 労働災害の発生状況

- (1) 相馬労働基準監督署管内の建設業の労働災害による今年の休業4日以上の死傷者数は、34人（6月末現在）で対前年同月比21人増161.5%と急増している。
- (2) 復旧・復興工事における死傷者数は、平成26年が19名（このうち、除染作業で発生したものは10名）であったが、平成27年6月末現在で既に13名（同8名）となっている。
- (3) 死亡者数は平成27年6月末現在で1名であり、前年同期と同数となっているが、5月末から6月にかけて墜落による重篤な災害が続発しており、6月23日には木造住宅の新築工事現場で墜落による死亡災害が発生した。

2 緊急労働災害防止対策の概要

上記の労働災害発生状況を踏まえ、「建設業緊急労働災害防止対策実施要綱」を策定し、下記（１）のとおり各労働災害防止団体等に対し緊急要請を行うとともに、（２）、（３）の事項を実施する。

（１）労働災害防止団体等に対する緊急要請（要綱３（１）、（２）要請先は下記）

ア 各団体において、事業場への文書送付や機関紙等への掲載等により、各事業場に対し労働災害防止の取組の徹底を求める。

イ 安全パトロール等を実施する。

（２）相馬労働基準監督署の主な実施事項

ア 建設工事現場、除染現場に対する監督指導等を強化する。

イ 関係団体との緊急合同パトロールを実施する。

ウ 現場における危険の見える化についての取組を促進する。

（３）本対策の実施期間

平成27年7月17日～9月30日

○緊急要請を行う労働災害防止団体等（４団体）

- ・建設業労働災害防止協会福島県支部相馬分会
- ・福島県建設業協会相馬支部
- ・低層住宅建築工事安全対策委員会相馬地区協議会
- ・（一社）相馬労働基準協会

○工事発注機関等10機関へも協力要請

発注機関名

- ・国土交通省東北地方整備局磐城国道事務所原町維持出張所
- ・相双建設事務所 ・相馬港湾建設事務所 ・相双農林事務所
- ・相馬市・南相馬市・新地町
- ・相馬地方広域水道企業団・相馬方部衛生組合
- ・福島環境再生事務所

建設業緊急労働災害防止対策実施要綱

1. 趣旨

相馬労働基準監督署（以下「相馬署」という。）管内では、平成26年の建設業における労働災害（休業4日以上。以下同じ。）は、51件となり、対前年比59.4%と激増し、3人の方が亡くなられている。

平成27年においても、6月末の時点での労働災害は34件となり、対前年比161.5%と激増傾向がより顕著となっている（うち、1名は亡くなっている。）。

また、平成26年、27年の労働災害の4割弱は除染作業を含めた復旧・復興工事現場で発生しており、特にこれらの現場での労働災害の発生を食い止めることが急務となっている。

労働災害の発生は本来あってはならないものであり、相馬署においては、建設業での労働災害の発生が激増傾向にある事態を重く受け止め、その撲滅を目的として、各災害防止団体、関係機関と連携しつつ、直ちに「建設業に係る緊急労働災害防止対策」を実施することとする。

2. 緊急対策実施期間

平成27年7月17日から平成27年9月30日までとする。

3. 主な実施事項

(1) 関係団体への緊急要請

労働災害防止団体等(4団体)に対して緊急に、労働災害撲滅のための取組を更に徹底するよう要請を行う。

(2) 関係機関への緊急要請

各種工事の発注機関（10機関）に対し、緊急に労働災害撲滅のために必要な協力を求める要請を行う。

(3) 関係団体との緊急合同パトロール

相馬署と関係団体との合同パトロールを複数回にわたり実施する。

(4) 現場への監督指導等の徹底

①除染現場への監督指導の徹底

相馬署、局及び富岡署と合同で除染現場に対する監督指導を集中的に実施する。

②除染現場以外の建設現場への監督指導等の徹底

相馬署、局及び富岡署と合同で除染現場以外の建設現場に対する監

督指導等を集中的に実施する。

(5) 安全意識の向上

関係事業者が参集する機会を捉えて、労働災害防止対策の徹底を要請する。

また、建設現場における危険の見える化についての取組を促進するなどにより、安全活動の向上、安全意識の向上を図る。

4. 労働災害撲滅のための重点事項

- (1) 三大災害（墜落・土砂崩壊・重機）防止対策の徹底
- (2) 工事現場の安全管理体制、安全点検体制の確立、整備
- (3) 熱中症予防対策の徹底